

平成 29 年 3 月 16 日（木曜日）

第 1 回松島町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成29年第1回松島町議会定例会会議録（第5号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育次長	櫻井光之君

教 育 課 長 本 間 澄 江 君
代 表 監 査 委 員 丹 野 和 男 君

事務局職員出席者
事 務 局 長 千 葉 義 行 主 事 磯 田 友 希

議 事 日 程 (第5号)

平成29年3月16日(木曜日) 午後1時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

〃 第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開 議

○議長（片山正弘君） 皆さん、大変ご苦労さまです。

平成29年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町高城[]さんほか1名で
ございます。

本日の会議日程等は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名議員を指名いたします。

本日の会議録署名議員は、7番高橋幸彦議員、8番今野 章議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（片山正弘君） 日程第2、一般質問に入ります。

通告の順に沿いまして質問を受けます。

質問者は登壇の上、質問を願います。通告1番、議席ナンバー3番櫻井 靖君、登壇の上質
問願います。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。

通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

まず初めに、中学校のプールはどのようになっているかであります。

松島中学校のプールについては、平成26年9月定例会で一般質問をさせていただきました。
その中で、プール授業の重要性については同じ思い、お互い一致点を見出せたと思っております。
いろいろな経過はあったものの、平成26年9月から中学校のプールを使用して授業を
開始することに至りました。しかし、現在中学校のプールは使用できないというふうな話を
聞いております。

まず初めに、現在松島中学校のプールについて使用できない状況にあるというのは本当なの
かどうか、使用できないのであれば、現在どのような状態にあるのか、それがいつわかって、
どんなふぐあいがあって使用できないのか、現在までどのような方法で授業が行われている
のかお答えをお願いいたします。

- 議長（片山正弘君） 町長。
- 町長（櫻井公一君） 靖議員のプールの状況につきましては、教育委員会教育課長のほうから答弁させます。
- 議長（片山正弘君） 本間教育課長。
- 教育課長（本間澄江君） 松島中学校のプールにつきましては、老朽化により使用できない状況になっております。今まで平成26年度にはプールの鉄骨のさびとかありましたので、それらを取り除く作業、平成27年度におきましては、松島中学校のプール開始に当たりましてろ過装置の老朽化によるふぐあい等が判明し、修理・修繕のほうを行っております。今回平成28年度におきましては、プール内の塗装が剥げてきているということから、使用できない状況となっております。現在は美遊のほうのプールを活用し授業を行ったところでございます。
- 議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。
- 3番（櫻井 靖君） ですと、今使用できないのはこの塗装が剥けているだけというふうなことの認識でよろしいのでしょうか、それともほかに問題があるからできないのか、そこら辺はどうなのでしょう。
- 議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。
- 教育次長（櫻井光之君） まず、松島中学校のろ過機なんですけれども、フィルターを入れた部分なんですけれども、一度は修理してみたんですけれども、また翌年もやはり使えない状態になって、それをメーカーさんにも見てもらったんですけれども、もう部品がないということで、ろ過機の修繕はもうこれ以上できない。使うのであれば、ろ過機を丸ごと交換するしかないというような話もありまして、中学校と協議をしまして、中学校としてはむしろ女子生徒も温水プールのほうがいいと、更衣室のほうがしっかりしているし、それからやはり、女子生徒は水着になることに対してのいろんな配慮してやらなければならない年齢でもありますので、すぐ近くにそういった施設もあるということで、学校とも話をしまして、教育委員会のほうで送迎バスを用意して対応しております。
- 議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。
- 3番（櫻井 靖君） まず最初に、平成24年のときに1回補修をしたというふうなことですよね。そして、一度やれる状態として平成26年にチェックをして修繕をもう一度行ったというふうなことかと聞いております。ですので、その時点でそういうふうなことは大丈夫だったかどうかというのはわからなかったんですかね。その部分ではもう少しもちますよというふうな、平成26年段階では業者のほうとのやりとりでは使えますというふうな状態にあった

のか。また、平成24年当時でもそういうふうなことがあったならば、そのときにきちんと手当をしておけばそのような状態はなかったのかなど。平成24年その当時きちんと震災の後見たというふうな形ではあると思います。そこら辺はどういうふうな状態だったのかお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 平成24年に関しては、プールを覆っているテントの部分、これが破れたと、これで補修したという内容です。それからあと、平成26年、これに関しては、鉄骨の腐食がひどくてさびがひどかったんですね。1年間やはり使わない時期ありますから。そういうことで、それをまず全部落として、そうじゃないとプールに落ちるものですから、健康を害することにもつながりかねないので、全部さび落としをして、そして平成26年に活用したと。

その後、ろ過機を一旦修理はしたんですけども、そのろ過機のフィルター大体10枚くらいを入れるような構造になっているのですけれども、その部分がもうもたないということで、ろ過機はもう直せないということで、温水プールを使ったと。これは学校とも協議をして、学校のほうから温水プールでぜひやらせてほしいんだという要望もあって、そういう方向性で協議をさせていただいて実施しているという状況です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） まず1つは、平成26年のときにフィルターのことについての検査はしたかどうか、そういうふうなチェックはちゃんと行われたかどうかというふうなことをまずちゃんとお答え願いたい。それから、平成26年のその当時に関して美遊でやりたいということの申し入れはその時点ではあったのかなかったのか、そこら辺のこともお答え願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） もう一度申し上げます。

フィルターの修繕に関しては、平成27年に1回やりました。平成27年度5月末にろ過機の補修を行っております。温水プールを使ってやるということは平成28年からです。よろしいでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 平成24年、26年のときになぜそういうふうなことまでチェックしていなかったのか。あらかじめ震災後ずっと使われてない段階で、当然そういうふうなチェックを

してしかるべきだと私は思うんですけども、それをしないで工事をそのまま見過ごしていたというのはどういうものなのかなということがありますが、そこら辺はどうお考えかちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 毎年プールを稼働させるに当たり全て点検します。なので、平成24年にろ過機も点検しないとか、そういったことは絶対ありません。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） では、その平成26年までではとりあえずそれは大丈夫だというふうな判断であった。業者のほうもしばらく使えるというふうな判断であったということでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 私はしばらく使えるとは言っていない。今回の使用に関しては大丈夫という点検報告があるので、それで稼働させているということです。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私の平成26年当時の聞き方が悪かったと思うんですが、その時点では私の認識としては、しばらくプールは使えるものだなということで認識しておりました。ですから、そういう部分でチェックがちゃんとなされていなければならないのではないのかなという私としては認識をしておりましたので、そこは認識が違うのでありましたら、そこら辺は私のほうでちょっとそういうことをもう少し突っ込んでおけばよかったのかなと思っております。

そして、学校からの申し入れがあった。女子生徒が着がえるのが恥ずかしいから、美遊を使わせてくれないかという問題でありますけれども、そういう部分というのは近くにプールがあったとしても、やっぱりほかの学校はそういうふうになんと自分の学校の自前でやっているわけですから、プールがあれば当然自分のプールを使うというのが当たり前ですけども、そこら辺の認識としてはどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 私が言っているのは、松島中学校のプールの更衣室と温水プールの更衣室を比べれば、当然それは温水プールの更衣室のほうが大変完備されているわけですよ。ですから、中学生から見ればやはり温水プールのほうを使いたいというのは必然的にそういう思いになるのではないのかなというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） たとえ近くにそういう施設があったとしても、実際使えるものがあるとなれば、それは実際は自分のプールを使うわけですよ。そういうのが当たり前だと思うんですけども、そこら辺の認識はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 原点に戻ります。プールろ過機が使えなくなったと、そういうことで、中学校のほうから協議があって、町の施設でもある温水プールは使えないんでしょうかというお話もあって、学校側と話をさせていただいた。その中で、校長のほうからも女子生徒も温水プールのほうの更衣室がいいので、ぜひそちらを使いたいというお話があったということをおし上げて、中学校の更衣室がだめだとは私は言っていません。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そういうふうなことをおっしゃいましたから、私のほうもそういうふうなのを言ったのであって、実際問題中学校のプールが使用できればそういう話もありませんし、わざわざそういうことを言うこともないと思うんです。ですから、この問題としては、やっぱりろ過機が壊れて修復ができない、そういう部分だからできないんであって、女子生徒云々というふうな話は別にそれはそういうふうな話ではないのかなと思っております。ですから、この場合はあくまでもろ過機が壊れた、それでしばらく修繕はちょっとできないねということであるから、美遊を使ったという認識として持ってよろしいんでしょうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 答弁させていただいた手順から言って、うちのほうでは間違っただけで答弁したとは思ってはおりませんが、認識のずれということで議論するのであれば、今議員がお話しなさったとおりで、解釈の仕方でいいと思いますので、まずはうちの課長が最初に言ったろ過機の老朽化ということが一番最初の原因ですから、その辺は間違いありません。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） では、今そういうふうなことであると。それで、平成26年当時はずっとあえず使えるということであったということでは私には理解させていただきます。

それでは、今中学校で授業というのは大体何回くらい美遊のほうで予定されているんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 今中学校のプールの授業のほうは、実際の内容について1年生と2年生が使っております。1年生が4時間、2年生4時間です。1回プールを美遊で使うのに2こま、2時間通してやりますので、2回に分けて行っています。2年生も同じような内容でトータルすると4時間、回数にすれば2回プールのほうに行って練習しています。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3年生はそれはなかったということですかね。1年生、2年生だけで3年生の授業は行われていなかったというふうなことでよろしいですか。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（小池 満君） 私のほうからご答弁申し上げますが、中学校の保健体育科のカリキュラム編成は、大幅に学校側に任されていて、この水泳の授業をその学校のプール環境にもよるわけですが、それに従って編成は大分学校の裁量に委ねられている。結果、内容としては今次長がお話ししたとおりですが、学校側の判断によって3年生はプールの授業はしないと。これはだからといって全てしないというわけではなくて、ほかの球技であるとか、陸上競技であるとか、そういったものをあんばいを見ながら、その学年、その学年に教材を配当してやっているということでもありますので、結果としてこういう履修方法になっているということでもあります。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も別に3年生やらなくても、トータル3年間で、長い目で見てもらってそういう授業というのは、それはあり得るのかなと思っておりますので、そこら辺はいいのかなと思っております。

ただ、水の事故から身を守る授業というのを当然しているということをお前回言われていましたので、そこら辺の兼ね合いというのはどのようにしているのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 中学校では、中学校の世代ですから、大分理解力もありますので、それに特化した授業はしているというふうに報告は受けていませんけれども、松島の場合、小学校で着衣のままプールに飛び込んでそこから脱出をするというようなことはしているわけです。そして、その上で中学校に上がってくるわけで、そういう経験というのは中学校にお

いても十分生きているのではないかというように思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 前回の質問の中では、座学でちゃんと行っていますよというふうな話があったものですから、別にそういう時間を持っているのかどうなのかなと思ってちょっと確認の意味でしたわけですがけれども、中学校として座学でそういうふうなのは現在のところは特別行われていないということですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 今回一般質問をいただきまして、その辺も実は中学校に確認させていただきました。温水プールのセンター長のほうから、実は着衣水泳のトレーニングも温水プールのほうで指導してあげますということでお話をいただいているようです。ですので、平成29年度、その辺は保健体育の先生方が中心になって、先ほど教育長が申し上げたとおり、カリキュラムの中で検討するのではないのかなというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 平成28年度はとりあえずそういうふうなことはなかったということなのかと思います。じゃあ平成29年度からそこら辺も含めた形でしっかりとやっていただければありがたいと思うんですけども、ちょっと話を少し戻らせていただくんですが、フィルターが交換、壊れたという時期、この発覚した時期というのは直前だったのか、それともある程度前からわかっていたことなのか、ちょっとそこら辺も含めて、今後のカリキュラムの立て方というのが大分それによって変わってくると思うので、どうだったのかなというのはちょっとお聞かせ願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） プールのろ過機の定期点検、年1回ですけれども、これを5月にやります。その中でメーカーさんのほうからもうフィルターを差し込む部分があるんですけども、大体フィルター10枚ですかね、一気に入れるんですけども、この部分がもうもたないということで、どうしますかというお話は受けているので、その段階で判断しています。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ、その後そういう部分で美遊でやるというのが判断されて、そういうカリキュラムになったということで理解させていただきます。

それでは、今後このプール、どういうふうにしていくのかという問題に移らせていただきたいと思います。

今後このプールの授業をどういうふうにやっていくのか。改修していくのか、それともずっと美遊のほうで行っていくという形になっていくのか、そこら辺について聞かせいただければと思います。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（小池 満君） 今後のプールの授業は、ただいまいろいろのお話をしてまいりましたけれども、温水プール美遊のほうで行います。詳細等については、課長から答弁いたします。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） 中学校のほうからは夏期は各種部活動による体育大会や、あと発表会とかがありますので、プール授業の確保が難しいということを言われてきております。新人大会後に…、プールにつきましては、プール自体の老朽化が進んでおりまして、修繕等での対応は追いつかない状態でありまして、大規模改修をしたとしても今まで申し上げてきたとおり、利用頻度と温水プールの利活用希望から解体を前提としたプール敷地の有効活用を模索しているところでございます。今後においても老朽化は進んでいくことですから、生徒たちの安全面を重視し、プールを直すということは考えず、解体の方向で検討していきたいと考えております。平成29年度中に方向性を示させていただき、長期総合計画に計上した後、いろいろな準備をしていきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあプールは、そのところは今後中学校ではもうプールはつくらないというふうなことでよろしいんでしょうかね。それ、今回改修となれば、大体どのくらいかかるんですか、そういうふうな部分で。もしちょっとわかりましたら、参考までに聞かせていただければ、それで今プールはもう今後中学校はつくらないで、美遊で行うということでもいいかどうか、そこら辺も含めた形でお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） まず、今のプールですけれども、鉄骨なんですね。鉄骨に関して耐用年数大体34年というのは一般論であります、建築の中では。プールの鉄骨はなおさら室内が塩素が充満してしまっていて、それが滴となって下に落ちていくものですから、コンクリートと鉄骨の部分が特にひどく腐食していると、これは当然ですね。それからあと、鉄骨の部分に一般家庭で言うたるきの部分、これが細長い鋼材がたくさん入っています。これは全て腐食がひどいという状況になっています。今後プールをつくらないということではなくて、ま

ずは今のプールは解体するしかないのではないのかなと教育委員会では考えているということです。

なお、これについては、今後町長部局のほうとも費用面がありますので、議論していかなければならないというふうには思っています。

例えば今の松島中学校と同じプールをもう一度つくるとなると、大体1億2,000万円、3,000万円、もしかすると1億5,000万円近くまでなるのかなと。というのは、あのプール構造自体特許ですから、特許ですので、海洋センターも同じ構造になっていますけれども。ですから、簡単にあの構造で使えるものではないということだけご理解いただきたいというふうに思います。

それからあと、解体するとなれば、やっぱり4,000万円、5,000万円かかっていくというふうには今思っていますので、その辺の予算的なものもありますので、教育委員会としてはそういう方向では考えているんですけども、今後なお町長部局のほうと予算のすり合わせをしないと決定はできないのではないかなというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ結構鉄骨もだめだというふうな今話がありましたね。これ、でも平成26年の話ではまだまだ鉄骨は大丈夫ですというふうな答弁がなされていて、ああ、私が見てきた部分では大丈夫なのかなと。私はそのときちょっと見せていただいたんですが、大分腐食が進んでいますよという指摘を平成26年でさせていただきました。ですが、そのときの回答といたしましては、まだまだもちますよというふうな回答はなされていたので、その部分は使えるのかなと思っていましたが、そこら辺は違ったと。平成28年、2年後になって考えてみれば、そういうふうなのは屋体も結構使えない状態で今後危険であるということであつたということよろしいのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 松島中学校が授業で美遊を使うようにしたのは、去年の4月からですから、私になってからです。その議論は、当時の私と教育委員会でやっぱり同じようなやりとりがあつた。私がまだ議会にいたときに、ちょっと今、年度まで忘れましたがけれども、塗装をやっていたときに、この全塗装何なんだと、これではだめなのではないかということで、執行部のほうに現場視察をして、その視察の結果をお話し申し上げて、やり返させたことがあります。

だけれども、現実そういうことがあつただけだけれども、実際平成27年度にはさびが落ちて、

今度それが目に入ったりなんかして危険だということで、どのようにするかということで、これからの費用対効果、それから予算的なものを考えたときに、美遊のほうが学校側とすればそれでもいいということがもしあれば、それからあと、プールのカリキュラムの時間帯の問題とか、そういったことは我々は、学校に水泳の時間を何時間持ちなさいという立場ではありませんので、それは学校は学校で考えることであって、その授業等の施設の場所については町で考えなくちゃならない。それで、学校側が美遊でということで、去年の4月からじゃあそちらに送迎してやりなさいということでやらせた。

今回平成29年度予算にグラウンドの整備があったかと思います。これを考えるときに、実は去年もグラウンドの整備を教育委員会から、小・中学校のグラウンドはもうだめなので、表層だけの入れかえではだめだと、根本的にやり返さないとだめだと。そのときに、かなりの費用がかかると。そこで実はこのプールの屋根の問題とこっちと両方いろいろ議論させていただいて、最終的には平成28年度全てを見送ったと。なかなか予算がとれないということで、平成29年度予算にプールの解体が先かグラウンドが先かで、町執行部側でちょっと議論させていただいたと。

ただ、これは本来ならば解体した後にグラウンドに入ったほうが本来の流れとしてはいいんだけど、そうすると、今度グラウンドのほうがもう待てないという状況なので、それをあえてわかった上で、じゃあプールは解体に踏み切ろうと、今の屋根は。その跡地については、今後どういうふうにするかはまだ決めていませんけれども、いずれプールがなくなってもいいのであれば、それはそっちの方向に行くかもしれませんし、これは今後の協議にさせていただきたい。いずれ今の解体、屋根に関しましては、今のところ、平成30年度には解体したいなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） わかりました。それでは、今後解体の方向に進んでいくということになっているということで理解させていただきます。

次の部分に関しては、解体するのかどうかという議論がなされていませんでした。もう回答をいただきましたので、その部分は省かせていただきたいと思います。今後どのようになるのか、中学校のプールを見守っていきたいと思いますので、どうぞ松島の子供たちのために十分話し合ってください、決めていっていただければと思います。危なくないようにだけとりあえずそういうふうな部分でしっかりとやっていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、プールに関しましては、これで終わりにさせていただきたいと思います。

次に、ドローンの利用と規制をどうするかということでございます。

皆さんもご承知のとおり、ドローンと呼ばれている遠隔操作などで飛行し、写真撮影や荷物の運搬などを行うことができる無人航空機が開発され、仕事や趣味で利用されております。そして、そのドローンは、操作も比較的簡単で、価格もそれほど高くないことから、誰でも購入し利用することができます。

ドローンを利用し、撮影した映像は、まさに鳥になって大空から見る風景そのものであり、ドローンを利用した配送サービスという新たなビジネスも近い将来行われていくかもしれません。応用次第ではさまざまな可能性を秘めている道具であると考えられます。一方、このようなドローンが飛行することで、危害をもたらすことも考えられます。総理官邸やお祭りなどで墜落し、世間を騒がせたことは記憶に新しいところであります。

そこで、ドローンは、建設現場でもいろいろな形で利用されたり、災害状況の調査、行方不明者の捜索、観光用プロモーションビデオの撮影など、さまざまな現場で活用が期待されます。町としてもぜひとも専門的な知識と技術を持った職員を養成し、さまざまな場面で利用すべきと考えますが、そこら辺はいかがなものでしょうかお答え願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ドローンについてでありますけれども、総論は私のほうから答弁しまして、あとは総務課長のほうから答弁させますが、平成27年12月10日にドローン規制を主眼とする改正航空法が施行され、我が国初の小型無人機ドローンを想定した本格的な規制の運用がスタートしております。続けて、平成28年4月7日、ドローン規制に特化した、いわゆる小型無人機等飛行禁止法が施行され、ドローン規制の法的枠組みが着々と整えられつつあります。

他方で、政府としてはドローンのビジネス活用を促進する意向であることが、平成27年11月に開催された未来投資に向けた官民対話で明らかにされ、ドローン特区を全国各地に展開しております。さらに、本格的なビジネスへの活用をサポートすべく平成27年12月7日には小型無人機に関する関係省庁連絡会議や官民協議会が設立されました。ドローンのサイズによって機体の安全性や操縦者の技能を確保していく仕組みの導入や、操縦者のライセンス制度の創設が議論されるなど、現実的な検討が開始されております。ドローンの専門知識と技術を有する職員の養成につきましては、総務課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ドローンは、カメラを装着することで災害現場や高架橋の先端など、人が容易に近づけない危険な場所の様子もライブ映像で確認できるという利点から、災害状況の調査のみならず、観光など幅広い分野で活用されております。特に、災害時での活用は、人が行けないところや危険なところの情報収集などには大変役に立つものであると思っております。町としてのドローンの導入は、近い将来実現されるとは思いますが、専門的知識や技術を要しない範囲での使用を考えているため、職員の養成までは考えておりません。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今週のちょうど火曜日でしたか、新聞が仙台にドローンスクールが開校されたというタイムリーな記事が載っております。仙台に業界で初めて東北初のドローンスクールが開校したということでございます。こういう部分で需要というのは確かに高まっているのかなど。

ただ、安全に操作するためには、多少の講習なり、そういう部分が必要なのかなど、知識という部分が必要なのかなど思っております。

今まで松島町でドローンを使った事業というのは、これは行っているのか、職員で何人かもしかしたら操作できる人がいるのか、そこら辺の把握というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 建物が終わったときに、建設業者さんが特定の撮影業者さんに頼んで、それで空中から建物全容を写してもらって、それを完成写真に入れていただいたということはもちろんあります。さらに、うちの職員の中でドローンを持っている職員もいます。そして、3月4日なんですけれども、議員から一般質問を受けたこともありまして、私が実際に運転もしてみました。知人が持っているということを知ったので、その知人に電話してお宅の田んぼの上でやらせてくれということでやらせてもらいました。いとも簡単にできると、3分もあるとほぼ必要最小限の運転操作はできるなど。

これ議員が専門的知識を持った技術者の養成という趣旨のご質問だったわけなんですけれども、そこまでは要らないなというように思いました。ラジコンヘリで一番難しいのがホバリングということなんです、これがすぐにできちゃうんですね。自動制御で機能としてついているものですから、ですから、そんなに難しいものではないなというように判断しました。私もいずれ個人で買おうかと思っておりました。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私は操作したことがありませんので、残念ながらどのような部分で難しいかというのがちょっとわからなかった部分ですけれども、亀井課長みたいな優秀な方は操作ができたということだったんだと思います。私などはちょっとそういう部分で運動音痴な部分がありますので、ちょっと難しい部分があるのかなと思います。ただ、急にやれと言われてもなかなか難しいところはあるかと思いますが、そういうものが導入されるという際には、ぜひとも何人かちゃんと講習というか、庁舎内で実際に運転技術という講習をやっていただいて、操作ができるような部分をしていただきたいと思います。そこら辺はやっていただけるでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 必要最小限ではやりたいとは思いますが。導入が決まり、実機が入った段階でというふうには考えております。

ただ、これどのぐらいの範囲まで広げるかという難しさはあります。例えば1980年代にワープロが一般化されて一般家庭に入ってきた。そして、職場にも入ってきた。それから1990年代にはパソコンが同じようになって職場に入ってきた。そのとき、職場として講習会をしたかという、してないんですね。これはもう自学自習でやっていただいたということなので、ドローンもその類のものだと、私は今回実際に実機を運転してみて思ったので、そんなに多くの職員を集めてやろうという気は今はありません。本当に必要最小限の職員にスイッチを入れることから、やっていけないこと、その辺のことも含めた研修というか、その辺はやるべきではあろうなというように思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 将来という形で今答弁されていますけれども、大体どのくらい近い将来、来年、再来年、それとももう少し先という形を考えているのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、ドローンが本町でどこで使えるんだということがあるんだと思うんです。議員はもう多分わかっていると思うんですが、高城町とか、磯崎とか海岸では使えない。例えば磯島で使えるかと思ったんだけど、磯島で練習すればいいんじゃないかなと思ったら、磯島でも使えない。そういうふうないろいろ高さ規制とか、範囲がもう限られてきているということでもあります。

今回この議員の質問があって、総務課長にいろんな2市3町等での取り組み状況をちょっと確認させていただきました。その報告を今総務課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 松島町を含む2市3町で、消防事務組合も含めまして導入しようというのが多賀城市だけです。河北新報だったですかね、出ました。70万円ほどで買うということですが、ほかの自治体はまだ予定はないということでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 松島の場合だと、この松くい虫の状態ですとか、崖崩れの状態という部分では心配があるので、そういう部分ではすごく有効なのかなという部分を考えております。できるだけ早い段階でそういうのが導入されればなおさらいいかと思っておりますので、そういう部分十分検討していただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして次は、今度は反対に規制というふうなことでございます。

平成27年に航空法の一部改正する法律により、無人航空機の飛行に関する基本的なルールが定められ、人口が密集している地域での飛行に関しては規制の対象となっております。しかし、松島は多くの観光客が訪れる観光地であります。その規制地域以外でも観光客が多く訪れる地域があることから、安全・安心に利用できる町独自のルールづくりが必要なのかとは考えますが、その必要性についてどう考えるかお答え願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今おっしゃってました平成27年の航空法の改正では、機体の重量が200グラム以上の無人航空機、いわゆるドローンですね。これを規制の対象としておりまして、D I D地区、いわゆる人口が密集している地域や空港付近、松島の近隣でございますと、松島基地などがあるわけですが、それから150メートル以上の高さでのドローンの飛行が禁止されております。本町では松島海岸、高城、磯崎の一部が飛行禁止区域に該当します。

また、それ以外の飛行可能区域であっても、航空法上の条件として日中、日の出から日没までの飛行、それから肉眼で確認できる範囲での飛行、3番目として、人や建物等から30メートル以上の距離を保つての飛行、それから4番目として、イベント会場等、人の集まる会場では飛行はさせてはいけない、5番目としては、危険物を輸送しない、6番目として、物を投下しないと、こういった制限が設けられています。

現状では、密集地区以外であればこれらの条件及び周囲の安全の確保を遵守した上で飛ばす

ことができますが、使用に関しては、各公共施設において条例で規制が設けられていることから、現時点では町独自の規制については考えてはおりません。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これこちらのほうにあるのが、国土地理院が出している地図であります。これは航空法第132条で規定しております無人航空機の禁止地域のうち、航空法施行規則第236号第1号に掲げる空域の透過図という形でホームページからちゃんと入手することになっております。先ほどもおっしゃいました。その中で、高城、磯崎の大体ほぼ全区、それから本郷区と松島区の一部にこれの場合だとなっております。そして、人口密集地のところですけども、それは観光客が訪れる海岸部、瑞巖寺の上空、五大堂上空、観瀾亭の上空にはこの規制というのがなされていないんです。

ですので、そこら辺どうなのかなという問題が生じるのではないかと。一般的に見る、入手しているものですから、認識としてはここ以外だったら飛ばせるのではないかとという認識を皆さん持たれるのではないかなと思っております。

それで、やはりドローン、上空30メートル以上上がっているものですから、落ちると大変危険なわけです。マンションから植木鉢が落ちてきた、そしてけがをした。なかなかないことではありますけれども、ちょっとそういう話を聞いたことがあります。それで1キロの鉄球が10メートルから落ちると、約1.4トンの力がかかると。条件によっても違うと思いますが、そういうふうになっていると。

ドローンが1.数キロ、大きいものと5、6キロ、それでもっと大きいものもありますので、それが高さ30メートル以上の上空から落下するというと、それはすごい衝撃になると思います。一たび落下すれば人に当たればけがをする、下手をすれば命を落とす。家屋に当たれば壊れるというふうなぜひとも認識を持って対応していただければと思います。そこら辺、ですので、ぜひともこの地図に載っていない部分、その部分でどういうふうなことを皆さんに周知していくかというのが問題になると思うんですけれども、そこら辺はどう考えているでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 先ほど最後のほうで答えましたが、各施設については持っている条例、それから規範等で対応していますよというふうにお答えさせていただきました。これは何かといいますと、例えば都市公園条例であれば、都市公園条例の中に禁止行為というのがあられるわけです。禁止行為の中にその他の危険な行為ということで、そういった落下する危険

のあるものについては禁止しますと。している人がいれば注意されるわけです。うちの町の観光地となっているあの中央広場だとか、グリーン広場だとか、その辺はもう全部これでストップさせられます。

ちなみにの話でございますが、この間議決いただきました石田沢の避難所、こちらについても条例の中の第11条に、その他の危険な行為は禁止しますというふうに書いてありまして、これをもってあの場所でのドローンの操作というのはできないということになります。

それでは、ほかのところはどうだということですが、ほかのところも先ほどの30メートル規制もちろんありますが、国交省のガイドラインと、それから総務省でガイドラインを出しております。それから航空法、航空法施行規則出ておりまして、これ読ませていただきましたが、ガイドラインにかなり書いてありまして、例えば民地の上だめですと。所有権の侵害に当たりますよ。206条を侵害すると民法の709条の規定により損害賠償の対象になっちゃいますよというようなことが書いてありますので、この辺は重々運航される方は買ったときに書いてあるそうですので、その辺は気をつけて運航してもらおうということしか私どもでは今のところ言えない。

ちなみにの話ですが、47都道府県の中で規制条例らしきものを持っているのは26府県です。宮城県はありません。現状の、現行の条例等で規制しているというようなことでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば危険な行為という部分でどれだけやっているほうが認識するかという問題があるのかなと思っております。YouTubeなんか見ますと、幾つか松島上空を飛ばしている風景というのが確かに写っているんです。そういう部分で松島でも飛ばしている人がいるのかなと。特に海岸部、きれいにそういう部分があるので、そこら辺の部分は許可がおりてやっているんでしょうかね、それとも勝手に飛ばして勝手にやっているというのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 性善説に立ってお答え申し上げれば、許可をとってやっているものだと思っております。許可を得ないで撮影はできないはずでございますので、そういうふうには私は認識しております。私もYouTubeで確認はさせていただきました。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 一応許可というのを国土交通省に出して、大体平成28年度申請を出しているのが8,800件くらいでしたかね、そのくらいあって、事故が41件くらい報告があった

というふうなことでございます。それ以外やっぱり飛ばしている潜りの部分というのが確かにあるのかなと思っております。松島でも結構ロジャーさんが撮ってくれたビデオとかという部分で、仙台の何か大きいスクリーンに映されたというドローンの映像なんかも流れているのを見えています。そういうのはもちろんそういう部分で申請を出して撮られたのかなと思っておりますが、そういうのをわからないでやっている人というのが確かに存在いたしますので、できましたら、そういうのを飛ばしてはいけませんよみたいな看板、そういう設置があればなおさらいいのかなと思います。

特に外国人、中国人とか結構こういうのは飛ばしている方がいらっしゃるそうです。結構中国人好きで、こういう機械物はしょっちゅうそういう部分でやっていますので、無頓着にやっている外国人というのが結構いるのかなと思っております。また、200グラム以下のドローンであっても、そういう部分でけがする場合がありますので、200グラム以下だったら飛ばしてもいいんだというふうな認識を持たれる方もいるかと思えます。そこら辺についても、何らかの注意喚起を促す看板ですとか、そういうふうなものを目立つところにちょっと立てていただければなおさらいいかなと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 200グラムについては、施行規則の5条の2に書いてありまして、200グラム未満については規制の対象外とすると、おもちゃであるというような位置づけですよ。ですが、これを規制するとなると、横出し上乗せ基準が必要になります。条例が必要になってきます。そこまでやるかということ、やる意思是今のところ持っていません。今全国的にやったという事例は、伊勢志摩サミットございましたね。あのときに当該地で200グラム未満の上乗せ規制をかけたわけですけども、ほかではちょっと見当たってはいないということでございます。200グラム未満であれば、玩具ですので、どうぞこの範囲の器械であればやってみてくださいということなんでしょうが、そういったことで、私どもとしては考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 外国人のそういうふうな規制について、看板等の設置についてはどうでしょうか、済みません、お願いいたします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） それは考えてみたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともよろしくお願ひいたします。こういう質問がこのドローンの利用であったり、規制についての1つのきっかけになればいいなと思って今回質問させていただきました。今後とも楽しくドローンを使っていただける、有効活用していただけるようにぜひ努力していただければなと思います。

本日はこれで質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

ここで議事運営上休憩に入ります。

再開を2時5分といたします。

午後1時52分 休 憩

午後2時05分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開します。

一般質問を続けます。8番今野 章議員、登壇の上お願ひいたします。

〔8番 今野 章君 登壇〕

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

通告をしておりました2問について質問をさせていただきます。

町長におきましては、大変子育てに力を入れていただいております、昨年の4月からは子ども医療費18歳までを対象とする。しかも、所得制限を撤廃して行くと、こういうことで大変感謝をしているところでございますが、予算的にも当初考えていた以上に大きくなっているということで、非常に予算も膨れ上がってきているのかなという印象がないわけではないわけでありまして、そういう中で、さらにまたきょうこの質問をすることについてどうなんだということもあるのかなと思ひながら、ただ、やっぱり松島町の定住促進、人口増、人口増までいくかどうかはわからないけれども、少なくとも減少に歯どめをかけていくということ考えたときには、本当に子育てに力を入れながら、若い人たちに町に住んでもらうということも大事なのではないかと、そういう思いで学校給食をぜひ無償にしてはどうかということ町長にお聞きをしたいと、こう思ったわけでありまして。

大体全国の子育て支援ということで見れば、全国のほとんどの市町村で何らかの子育て支援というのは行っていると思ひます。中でも先ほど申し上げました子ども医療費、あるいは乳幼児医療費の助成制度、こういうのはほとんどの自治体で行っているのではないかと思ひますが、学校給食の無償化ということについては、まだまだ少ない自治体だと。ここに新聞

「赤旗」と書きましたけれども、その前に朝日新聞でもこういった調査を行ってやっている記事もございました。朝日新聞は、昨年12月19日ですかね、やっているわけですが、朝日新聞のほうでは、少なくとも全国で55市町村給食の無償化を行っているというようなことでもございました。

その中で、無償化している市町村、市で言いますと、北海道の三笠市、栃木県の大田原市、滋賀県の長浜市、それから兵庫県相生市、読み方よくわかりませんが、市は4つぐらいしかないんですね。ほかの51のところは町村ということで、どちらかというと、やはり人口が少ない自治体で、そういう学校給食の無償化ということが実施をされていると、こういう状況なんだなというふうに思っております。

今本当に格差社会ということで、社会の貧富の格差というのは拡大をしていくという状況になっていっているわけでありまして、きのうの討論の中でもお話をしましたけれども、正規社員が減って非正規労働がふえているという中では、年収そのものも大変低い若い世代の人たちがふえているというのが現状ではないかなと、こう思っているわけでありまして。そういう中で、ぜひ子供たちにだけは安心して食事がとれると、そういう状況をも保障してあげることも大事なのではないかと思っております。この学校給食無償化ということを取り上げるということになったわけでありまして。

それで、本町における平成27年度決算資料をもとに、私なりに計算をしてみましたら、小学校と中学校合わせて約4,400万円弱の費用で無償化できるのではないかと、こういう試算をしました。その中で、就学援助費として給食費540万円ほど支給されているのではないかと思いますので、全体でこれから負担すべき金額は3,900万円弱の費用で学校給食の無償化ができるのではないかと、こういうことになると思います。

また、中学校だけで考えれば、1,400万円余りで実現できるのかなと、こんなふうに思っております。全て学校給食を無償化することになりますと、当然財政的負担というものもふえてきますから、中学校だけでもということもあるかなと私自身は思っておりますし、質問要旨の中にも書いてありますように、そのほか2人以上のところは半額にしますよとか、あるいは第3子以降は半額にしますよとか、あるいは無償化しますよとか、そんな考え方もいろいろあるかとは思っておりますが、まずもって本町において学校給食の無償化ということに踏み出していく考えはないのかどうかということをお聞きしたいわけでもございます。よろしく願いをいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今野議員の学校給食費について、前段につきましては、前段というか、現段階の考え方について教育長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 私最後の答弁になる可能性が強いので、まず思いのたけを答弁させていただきます。

そもそも我が子の食事については、全面的に親が責任を持つものだ。それは日本人、国民が大部分共有している合意ではないかというように思っております。一部にはいろいろな理由で負担できない、負担しないという保護者もいるわけですがけれども、大部分が負担をしている、負担をすればこそ、そのことを通して子供の養育にきちんとした責任を負っている、義務を果たしている、そういう自覚が親の中にきちんと維持をされるという側面を見逃してはならないというように思います。

反面、子供にとっては多少家計が苦しくとも、親が自分のために給食費を負担してくれていると、それは成長するにつれて大部分がわかっていくことでありますけれども、それに対して親の労苦であるとか、親の愛情であるとか、それに対する感謝の念を持つということも大切な教育機会ということができるのではないかというように思うわけです。そういう側面を私としては大切にしたいと思っておりますし、国の方針として無償化ということにつながらないのであれば、私はこの考え方は守っていくべきだというように思っております。

無償化に踏み切っている自治体があるということは十分認識はしておりますし、今野議員が今ご説明いただいたことも十分理解できないわけではありませんけれども、給食の持つ教育的な意味合いというものも私は第一に考えている、そしてまた、国がこれに対する支援制度であるとか、助成ということ、あるいはそれを奨励するということは一切ありませんものですから、そういう現状でありますから、給食費の助成は考えてはいないということが結論であります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） まだまだ実施している自治体も少ないということもありますので、教育長が言ったことも私は十分に理解できますし、同感といいますか、同じように思うところもないわけではないわけであります。しかしながら、現実の問題としては、やはりことしの予算で松島町でも子供の貧困に関するアンケートをとるということになりますので、こういった食事等に関する調査なんかも多分含まれて、そういった実態もつかまれてくることになるんだろうと、こんなふうには思っておりますけれども、実際に、じゃあいろいろとそうい

う統計をとった方は、どんなふうに見ているのかというのが新聞に出ていました。

子供の食生活や栄養摂取と給食の関係について研究した新潟県立大の村山伸子教授、この方がお話ししているのがあるわけではありますが、この方は、2013年に東日本の4県6市町村の小学5年生1,447人を対象に調査をしたということでもあります。年収の回答があった924人の食生活や食品摂取頻度などについて、収入が少ない貧困基準以下の世帯の子供158人と、貧困基準より上の子766人についてこの分析をしたというんであります。

そうしましたら、貧困基準以下の子供は、そうでない子に比べて朝食を毎日食べない子供が多いと。特に、休日は約3割が食べていなかったと。家庭で野菜を食べる頻度が少な目で、魚や肉の加工品、インスタント麺を食べている頻度は高いという結果だったと。収入が低くなるほど、炭水化物の摂取量が多く、逆に収入がふえるほど動物性たんぱく質やビタミンなど、栄養素の摂取が多い傾向があるということでありまして、貧困であるかないかによって食物のとり方にもいろいろな差が出てくると。貧困であればあるほど炭水化物でお腹を満たしていくという、そういう状況になっているんだということが語られているわけです。

松島町ではまだそういう調査をしていないので、実態としてはわかりませんが、やはり就学援助を受けているお子さんの数を見ていまして、それなりの数おりますよね。160人からたしか70人ぐらい小・中学校でいらっしやったんじゃないかと思うんですが、そういう方々も含めて、どのようにして子供を健康に育てるのかということを考えてときに、週5日ですか、学校給食は、提供は。その5食ではありますけれども、そこでやっぱり食事、栄養をとるということの重要性というのはまたあるのかなと、そんな気も私はするわけでありまして。確かに子供に対して食事をさせるというのは親の責任であるという側面もあるかとは思いますが、子供が本当に健康で健やかに育っていく上で、学校における給食が重要な役割を果たすと、こういうことであれば、学校給食の無償化ということも重要なのではないかなというふうに思っております。

韓国では、ほとんどの自治体の小・中学生の給食が無償になっているそうですね。それはやっぱり貧困であるということと給食や食べることに差がついてはいけないと、こういうことで社会の大きな関心を呼んで、この自治体に無償化が広がっていったと、こういうことだそうではありますが、ぜひ私はそういう意味では学校給食、とりあえず中学生だけでもいいのではないかと思うんです。

私の試算だと中学校だけだと、今から1,400万円ぐらいあれば可能なのかなと。早く実施すればするほど、今いる中学生がその恩恵に預かって卒業していくことができると、こういう

ことにもなりますので、小学生より中学生のほうが対象としてはいいのかなど。人数的にも3年間ということで、若干減ってきますので、そういう考え方もあっていいのではないかなというふうな気がするんですが、そういう部分的な、あるいは半額ということでの考え方も一切今の時点では考えられないということなのかどうか、その辺についてだけお伺いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 中学生だけでも給食費3年間無償にしたらどうかということだと思います。今野議員の試算で1,400万円、1,400万円はどこから工面しようかなということだと思います。今年度の当初予算、平成29年度当初予算は議会のご承認をいただきましてありがとうございます。平成29年度当初予算組むときも、実は大分オーバーしてしまして、圧縮するのに相当苦勞したと。最初11億円ぐらいの増加がきていて、それを7億円まで何とか圧縮して、今回の予算になったということであります。それがゆえに町はそんなに財政が果たしてそんなにいいのかというと、今後のことを考えると、実は金の夢でも見るぐらいな気持ちなんです。

確かに子供を考えたときには、小学生になるのか、中学生になるのか、幼稚園がいいのか、私はわかりませんが、無償というのは確かにいいんだろうというふうに思いますけれども、その財源はではどうするんだということだと思うんです。この間自分なりに、これは職員に余り申ししていませんけれども、平成30年度になったらいろいろなことをやっぱり見直さなきゃならんというふうに思っていました。

それは何かというと、やっぱり今の観光班であれ、農水であれ、いろんな所管が補助を出している補助金の問題、負担金の問題、これも1回精査する必要があるなというふうに思っていました。それから、これはなかなか言いづらいことなんでしょう、あえて言わなきゃだめなんだろうと思ったのは、敬老祝金のあり方なんかも今後見直す必要はないのかなど。前に内田町政のときに一度やっていますけれども、今うちの町は今5万円米寿で差し上げていますけれども、2市3町を見ると、利府が2万円で、あとは1万円だという自治体になっています。よく首長さんなんかでこの話をすると、松島随分出せるねという話をされるんですけれども、それを今急にやめるというわけにいかないんで、ただ、この辺の額の見直しなんかも今後は必要になってくるんだろうと。

今高齢化社会で、松島は健康な方が大変多いので助かっているんでありまして、それがゆえに今米寿の方でも雑駁な数字ですけれども、120人を超すぐらいの方々がいると。99歳の方も

結構いるということでありますから、それはそれでいいんですけども、ただ、その金額等については少し、これは議会の皆様方と議論しなくちゃならないんですが、そういったことでいろいろ精査もしなくちゃならないのではないかなというふうに思っています。

そういうところから出た、じゃあこの財源を子供たちの何かに使えないかということなんだろうというふうに私自身では考えて、ですから、今例えば建設の予算を何か削ってとか、何かを削ってこれに充てるというのはなかなか難しいので、今ある財源の中で今どういうやりくりをして、こういうものに充てるかというのが、この私の立場だと思うんです。

そういう意味で、今後いろいろ議会ともご相談申し上げて、いろんな方向の方策に出てみて、その上にこういうものが1つでも2つでも中学生だけがいいのか、今子供1人世帯が多いので、できれば1人以上のお子様、兄弟をつくっていただくように多子世帯の2子、3子の子供に国のほうでは何らかの支援をする施策を生み出していますので、町もそこで例えば2番目の子供、3番目の子供と、今野議員がここに2子、3子で750万円と書いてありますけれども、そういった方面ができないかとか、いろんなものを考えてはいきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか財源の問題で私のほうからとやかく言うわけにはいきませんので、大変だなと。確かに財源がなければできない事業ですからね。そういう意味では、言うほうは簡単でいいなと、こういう思いで今町長は答弁しているのかなと、こんなふうに思うわけではありますが、やっぱり何らかの施策をするということになれば、どこから捻出するのかということは当然考えなくてはならないことだというふうに思っております。

きょうはこれ以上言いませんけれども、ぜひ今町長のほうからもお話しあったように、財源の捻出をしていただいて、やっぱり子育てに力を入れるまちとして他市町村からも評価されるような、そういう町になっていくことを希望したいなと、こんなふうに思っております。

最後に、実際に、じゃあこの平成29年度で試算したときに、いろいろと書いてありますけれども、完全無償化の場合、半額の場合、多子世帯の場合、余り細かくなくてもいいので、大ざっぱでもいいです。細かく計算してあれば、そういう数字で構いませんけれども、その辺について最後にお聞きして、このことは終わりにしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） それでは、全員を無償化にした場合ですが、議員のおっしゃるとおり4,400万円、全員を半額にした場合につきましては2,200万円、また多子世帯を対象に第2

子以降を半額にした場合が640万円、第2子半額、第3子以降無償とした場合750万円、それから中学生のみを無償にした場合は1,500万円程度の助成額になると試算しております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。ほぼ中学生だけでと1,400万円と言っていましたけれども、1,500万円ぐらいかなということで、最後になりますけれども、できれば中学生ぐらいはと、1,500万円どこから持ってくるんだと、こういう話であります、早目に実現をしていただくようお願いをして、このことは終わりにしたいと思います。

次ですけれども、次は、ふるさと農道というか、ふるさと農道緊急整備事業ということで本町において整備をされました道路、今あれ町道になっているんですかね、ちょっと私忘れましたが、この幡谷から北小泉側に抜けていく道路になるわけでありまして、平成9年ごろに着工して平成14年ごろに完成したのかなと思います。当初の予算でたしか15億円ぐらいかけてこの道路がつくられたということだったと思いますけれども、3月1日付の議会だよりの号外と、こういうことで、議会報告会のまとめが出ているわけでありまして、その中に北小泉、竹谷地区から震災後大型ダンプの往来が激しく、町道の傷みが早いと、陥没箇所は早目に補修してほしいと、そういう町への意見、要望があったということでありまして、それに対する町の回答は、巡回を行い、小規模な陥没箇所については随時補修していきますと。また、本格的な舗装・補修については多額の費用もかかることから、復旧・復興事業に伴う大型ダンプの往来が落ち着く時期に合わせて補修できるように手法について検討してまいりますと、こういうことで、質問に対する回答はもうこれに尽きるということにもしかするとなるのかなと思いつつながら、改めて質問をさせていただくわけでありまして。

確かに震災以降の復興ダンプが大変多く走ると、こういうことで、いわゆるふるさと農道だけでなく、町内のいろんなところの道路が傷んできているというのが今の実態だと思うのですが、残念ながらこのふるさと農道だけは、その他の道路と比較しても、比較にならないほどやはり傷みが激しいなど、こんなふうに思っています。私もよくこのふるさと農道を利用させていただいているわけでありまして、本当にいつでもどこもかしこも穴があいていると言っても過言ではないような、そういう状況です。

そういう意味では、本当にいつか事故が起きたりなんだりするということもあつたりするのではないかと、そういうことが起きれば道路管理者の責任ということで、賠償なども求められるケースも出てくるのかなと、こんなふうに考えているわけでありまして。そういう点では、本当に早目の対応で道路の改修というものができないのだろうか、こう思っているわけで

す。

それで、1つ最初にお聞きしたいのは、ふるさと農道、いわゆる幡谷のあの辺は長方地域というんですか、あちらのほうから入って東北本線の上を越えて上竹谷のお墓のあたり過ぎたあたりまでは余り道路が傷んでいないんですが、そこを過ぎて坂道を下ったあたりからずっと上下堤から竹谷に抜ける農道、農免道路、今は町道になったんですかね、あれも。そこにつながるまでの間の道路の状況というのは大変ひどいと、こういうふうになっておりますので、これはなぜ幡谷側と北小泉側で道路の状況がそんなに違うのか、そのことについて町としてどんなふうに見ているのかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今のふるさと農道緊急道路、ふる緊、ふる緊と言った道路だと思いますけれども、この間今野議員の一般質問が出た後、幡谷区の総会がありましたけれども、その帰りゆっくりあの道路を走ってまいりまして、その自分の数え方が、カウントの仕方がいいか悪いかは別として十四、五カ所あったというふうに思っています。どのぐらいあるのかなと思って十四、五カ所あった。それで、建設課の課長のほうに、これはどういうことで、どうなんだということで、一応建設課長のほうに問いかけておりますので、その答弁は今建設課長のほうからさせます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、舗装が損傷する原因・要因といたしましては、大型交通量に対します舗装の厚さ、あと地盤のかたさが不足しているものと思われまます。こちらのふるさと農道緊急整備事業でつくりました道路になりますけれども、こちらは今でも農道として管理しておりますが、幡谷側と北小泉側で舗装損傷度合いの違いの要因につきましては、路線全体のアスファルト舗装の厚さは、位置図で変わりはありませんことから、舗装下の地盤の違いによるものと思っております。幡谷側は切土区間が多く、舗装下の土質は岩盤でかたくて良質な地盤となっているものにたいしまして、北小泉側は水田沿いを盛り土した箇所と、あと山の部分の切土区間も湧水が多く幡谷側に比べると脆弱な地盤でありますことから、舗装の損傷度合いが違うというふうに思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。切土であった部分はほぼ大丈夫だと。北小泉のほうは湧水もあるので、切土であってもなかなか道路の状況がよくないと、こういうことだという答弁だと思うんですが、一般にそういう道路を築造する際には、路床の状態も含めて検

討して対応できる強度を持ってつくるということになるんだと思うんですが、その辺は交通量との関係だけでそうなっているのか、路床の構造を強化するということが当時やられたのかどうか、その辺は今となってはわからない部分もあるのかもしれませんが、どうだったんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 舗装の構成というか、道路の構造なんですけれども、まず上からアスファルト舗装、あと路盤がありまして、これを含めまして舗装厚というふうにカウントしております。その下の土の部分に関しましては、路盤の下1メートルまでは路床、あと路床の下全部が路体という形で道路の構造ができておりますけれども、通常道路の設計をする場合、想定される大型車両の交通量とあと地盤のかたさというものに対しまして設計をいたします。最低でも地盤のかたさが足りない場合は、地盤改良を行いながら道路をつくるというような形になりますので、当然その当時のことちょっと私も確認できておりませんが、田んぼの土なんかで地盤のかたさがやわらかければセメント改良とか、地盤改良をやっていたと思っておりますので、路床自体が悪い、岩盤に対しては弱いですが、悪いという状況ではなくて、やはり想定される大型車両の交通量がかなり上回ったものに対するの損傷度合いという形で損傷が起きたものと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 結論から言えばつくった当時は交通量が少な目であったのに、震災以降非常に重量のある大型車が通過をするということによる原因だと、そういう結論だと思うんですが、農道ということなので、なかなか道路を規制することも難しいのかなと今思った。町道であれば道交法上の規制も可能なのかなと思ってみたりするんですが、あの道路を守るためには、大型車両のやっぱり通行量そのものを規制していかないと、もう守れないと。そうじゃないと、何か町がいつまでたっても負担をして維持管理をしなくちゃいけない、こういう状況に陥っているのかなと思うんですが、この交通規制という考え方というのは、あの辺はどうなんでしょう。農道ということなので、難しいのかななんて今思いながら聞いていたんですが、いかがなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 道路の規制になりますけれども、通常今大型規制というのはかけておりませんので、今後もそういった要因で大型規制をかけるというのはできないのかなと思っております。

あと、これは発注者側との調整になりますけれども、実際のところ町外の土取り場から、町外の施工場所まで通過する車両がかなり多いという形で、町としてはなるべくあそこの路線通っていただかないで、川沿いの県道とかを通っていただくようにという形では話はさせてもらっております。実際のところ、国交省工事で川のしゅんせつ、河床掘削とかしているやつも通っているのも見受けられましたけれども、話をさせていただいて、ルートを変えていただいたケースもございます。そういった努力はしていきたいとは思っておりますけれども、規制をかけてまでということではできないかなと思っております。

あともう一つなんですけれども、あそこは町外から町外への車両だけではなくて、町の工事車両も通ることもあるかと思しますので、そういった面でも不便が生じるということで、規制はできないと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） これ規制はできないということなんですけど、町道であれば規制は可能なのか、農道だから規制ができないのか、全く規制をする考えがないのか、いろいろあると思うんですが、規制ができるのであれば、何トン以上のものはだめよという規制の仕方は当然あると思うので、その辺もう一度お願いします。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 交安委員会と協議させていただくというのはありますけれども、まず姿勢としまして、町もほかの市町村の道路を通りながら、工事車両が通るというケースもあります。お互いさまと言っているのもあるかもしれないですけども、そういった関係から、町工事じゃないので通らないように規制するというのはちょっとできないのかなという意味でできないということでした。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでわかりました。実際ただ、先ほどもお話したように、しょっちゅうもう穴があいて、町のほうとしては手軽に埋め戻してといいますか、アスファルトで充填していくというような感じでやっているわけですが、それもまたすぐぼこぼこ剥がれて、路上に散乱する、路盤の砂利、こういったものも飛散しているというような状況のときも多々あるんですね。そういう意味では、やっぱり一日も早い補修、できれば抜本的にやってほしいと。今の補修のやり方では、とにかくすぐ穴があいた状態に戻ってしまうというのが今の状況だと思いますので、その辺の維持補修の仕方も含めてもっと検討が必要ではないのかと、こんなふうに思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、抜本的に最後はどういうふうなことを考えているんだということ、それまでの維持管理はあと課長に答弁させますけれども、最終的にはどうするんだかということ、農道、町道を問わず、松島町内の傷んでいる道路、45号線海岸駅前から夕方、夜私のほうに、石巻のほうに下ってくると、舗装面見ただけでもアスファルトの上が何かナメクジがはったような感じがいっぱい見受けられますけれども、ああいったところ全面改修しなければならないだろうというふうに思っています。

いち早く松島とすれば、内容は後で課長に答弁させますけれども、昨年橋復興副大臣が見えられたときに、松島町の道路の損傷の復旧についてということで、要望書を提出しております。これは路線の箇所を図面に色づけをして、金額的に5億弱ぐらいの金がかかるんで何とかしてほしいと。これは復興年度、最終年度に合わせて復興庁のほうでよろしくお願い申し上げたいというふうにお願いをしております。今後これについては毎年、毎年そういう機会があるたびに同じことを何回もお願いをしていこうというふうに思っております。

それからもう一つ、松島町がこの沿岸部、山元町から松島町の沿岸部ですけれども、塩竈、多賀城も入って地域道路、こういう会をつくっております、これは全部沿岸部、東松島から石巻は別ですけれども、ここの中でもその道路の補修については自治体同士で一緒になって、これは国交省のほうに直接持って行ってやっているとありますので、そういう国に関して要望的なものは今後随時やっていきたいというふうに思っております。詳細等については、建設課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 舗装の抜本的な復旧につきましては、舗装の全面打ちかえが必要と考えております。現在の大型ダンプ、トラックの往来が多い状況では舗装打ちかえを行いましても、先ほど言いました舗装厚が足りないということで、またすぐに舗装が傷み陥没箇所が出るという形も考えられまして、大型ダンプの往来が少なくなる平成32年ごろだと思われまますけれども、そのころをめどに本格的な復旧を行っていきたくと考えております。

また、全線にわたる舗装打ちかえは多額の費用が必要となりますので、先ほど町長からも話がありましたけれども、これまでも要望してまいりましたが、国への支援を継続して要望していきたいと考えております。

あと最後に、それまでの復旧になりますけれども、今年度に入って今3月にも復旧をやっておりますが、舗装・補修を実施しながら、あとパトロールもやりながら町直営と、あと道路

維持業務等、それなどによりまして随時補修を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3月にやっております補修は、直営でやっておりませんので、舗装業者が舗装を直しているということで、通常町でやりますと、ぼろぼろになった舗装をとりまして、売っている、加熱してないアスファルト合材を持ってきて、アスファルトを敷くだけという形なんです、今回やっておりますのは、路盤から少し直しまして、ちゃんとした加熱の合材をプラントから持ってきてましてやっておりますので、持ちはいいのかなと思っております。

今年度の実績では7月に4カ所、12月に10カ所、あと3月に10カ所ほど補修を行いながらやってきておりますけれども、やはりなかなかそれをやってもああいう状況になるというのが見受けられますので、できる限り盛り上がる状況とか、舗装が剥がれる状況がないように努力してまいりたいと思っております。

あと、要望の中身なんですけれども、こちらは北小泉・幡谷線だけではなくて、農道3路線、町道3路線につきまして直してくださいという要望をしております。延長が全体で9,925メートル、額で言いますと、4億7,311万5,000円ほどかかりますので、支援お願いしますということでお話をさせてもらっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大変よくわかりました。復興、平成32年をめどにということ考えてよろしいということだと思いますので、ぜひそれまで、平成29年ですから、30、31、32と3年ほどありますので、それまでの間しっかりこの維持管理をしていただきたいなと思います。直営でやる分については、常温合材というようなことで、大変やっぱり剥がれやすいとか、そういうものになってしまっているのかなというふうに思うんですが、いろいろネットで見てみると、常温合材といえどもさまざまな種類があって、その現場にやっぱりいろいろ対応した種類があるようですので、どんなものを今使っているのかわかりませんが、直営でやるにしてもきちんと維持と言える程度の内容になるように考えていただいて、やっていただければというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、3番目です。同じこのふるさと農道、これも言ってみれば町内における道路の幹線的な道路ということが言えるかと思うんですが、地域の皆さんからすると、やっぱり高齢化が激しいので、幹線道路という見方になっていただいて、草刈り等年に2回ないし3回はやってもらえないんだろうかと、こういう声もあるようなんです。ぜひそういう意味では、そういう地域の要望にも答えていただければと思うんですが、最後に

その辺を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 現在、町では8路線、約15キロメートルの道路を年間2回の除草を行っております。ご質問にありました農道北小泉・幡谷線を追加することについては、大変難しい状況でありますので、引き続き地域住民のご協力をお願いしたいと考えております。

また、町ではお願いするに当たりまして、草刈りで使用する刃、あと燃料、機材として草刈り機と歩行型草刈り機の貸し出しを行いながら地域と話し合いをさせていただきまして、協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） きょうは何かトップからやりませんという話が多いので、そういう声が返ってくるのかなんて、答えが返ってくるものかなんて思っただけであります、先ほどからお話しあるように、大型の復興ダンプが結構通ると、そういう中での草刈りも大変なんだと、こんなこともありまして、そうなんだろうと、何とかならないのかなど。いとも簡単にできませんと言われると、そういう地域の皆さんがっかりするだろうと思っただけであります、これは8路線15キロということで、プラス、あそこ全線だと何ぼあるんですかね。2キロ、3キロ近くあるんですかね。このプラスして18キロにはならないんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） あの北小泉・幡谷線は全体で3,116メートルありまして、ほかの8路線15キロを単純に割りますと、大体173円ぐらいの2回刈ったときのメーター当たりの単価になるかと思われまして。この路線を追加しますと55万円ほど追加になるのかなと思っておりますけれども、この路線だけ追加するわけにはいかないのかなと思っただけであります、今地域にお願いしている箇所全部そうなることになると思っただけであります、今の15キロが大体30キロぐらいになるということで、今の倍の委託料がかかる中で、厳しい財政の中ではなかなか難しいのかなということで考えておりました。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。なかなか幹線ということでぜひ考えてほしかったなど、こう思ったわけですが、町全体のバランスを考えての答弁だということなんだろうから、金のない町困ったなど、そういうことなのかなと思っただけであります、諦めるしかないんでしょうかね。だったらどうするんだということをやっぱり考えなくちゃいけないわけなんですよ。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今議員が言っている道路だけじゃなくて、農道だけじゃなくて、我が家の前の町道にしても、私も草刈りしますけれども、やっぱり一番おっかないのは交通事故なんですよ。ですから、交通事故、朝5時とか、6時とか、そういう早い時間帯からもう大型車両はうちのほうはどんどん通るんですね。だから、そういうときに交通事故だけはとにかく気をつけてくれということでもありますので、その保険の問題とか、その交通事故の抑止等に関しましては、各地域と今後連携して話し合っていきたいというふうに思っております。全ての、年々高齢化してくるわけだから、我々のところもどこのところでも草刈りをする人が、これを刈る人がなかなか少なくなってきたと。空き缶拾う人はいっぱいいるんだけど、草刈り機械をたたく人はなかなか少なくなってきたというのが現状だと思いますので、いずれこれはもう何年かしたら我々団塊がもう少し年を重ねていくが上に、町の近々の課題だというふうには思っております。以上よろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ道路の維持管理、良好な状態で管理をしていただくようお願いをして、さらには、お話にもありましたように、国等への要望も含めて、やっぱりこうした道路の管理が良好にできるようにお願いをして、終わりにしたいと思います。終わります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

続いて、10番色川晴夫議員、登壇の上質問願います。

〔10番 色川晴夫君 登壇〕

○10番（色川晴夫君） よろしく申し上げます。10番色川です。

1点お尋ねをいたします。

活力あるまちづくりを目指し地域おこし協力隊の誘致をというようなことでもあります。

我が国の人口は、現在約1億2,700万人、2030年には1億1,600万人、2050年には1億人を割って9,700万人と予想されております。我が町松島は、この3月の広報まつしまで1万4,638人と公表され、高齢化率は34%ということでございます。そういうことで、我が町の人口の長期ビジョンの中で推定値、今後特別な人口対策を講じないということになれば、平成37年には約1万3,400名、平成42年度には1万2,400人、平成47年には1万1,100人と、このように予想されているということで、これは町の資料で発表されております。

そういう中で、今後もう日本全国このように減ると。そして少子高齢化は一層進むというようなことで、地域社会、産業界などに各分野においてさまざまな影響を与え、さらに、人口

の一極集中化の度合いが相当進むということがありまして、地方はますます疲弊することになるわけでありまして。松島町においてもこの10年間施政方針演説の中に企業誘致、移住・定住の促進が毎年うたわれております。成果は残念ながら上がっておりません。このたびの予算審査意見書でもこのことは厳しく指摘されております。人口減対策は、全国自治体でさまざま取り組まれております。

私の今回の質問は、その提案として松島町で地域おこし協力隊を導入、誘致して活力ある松島町をつくっていただきたい、そういうことの思いでこの質問であります。

それで、この本文に質問要旨にこのように書かれておりますが、これを見ていただければわかるんですけども、その真ん中、中段に、平成27年度まで、この地域おこし協力隊、全国で673団体、隊員数2,625名が活躍し、地域に貢献しております。平成27年度の調査によれば、任期の終了後、隊員の6割が引き続いてその地域に住みついて、そして、活躍しているということでもあります。

松島町も、先ほど言いました各産業分野において担い手不足が深刻の度合いが深まり、毎年農地の耕作放棄地、それから漁業においては後継者不足が本当に進んでおります。漁業に関しては磯崎地区を除きもう存続できないと、こういう状況に松島の漁業はあります。特に、松島ブランドのカキ、後世に継ぐためにも意欲ある若者の力が絶対に必要であります。

さらに観光においても同様でございまして、この間のシンポジウム、100年後の松島を考えたとき、そういうシンポジウムありましたね。今こういう対策を講じなければ、100年後の松島はないわけです。そういうことで、ぜひこれらの事業を積極的に検討していただきまして、誘致すべきだなど、このような思いで質問であります。

そこで第1問です。この事業の誘致を今まで検討されたのかどうか。そういうことでお尋ねをいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の質問であります地域おこし協力隊の導入は検討したかということでございますので、これまでの経緯については担当課長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） 地域おこし協力隊につきましては、平成21年度より都市部から地方へ住民票を移動した方を地域おこし協力隊員として自治体が委嘱をし、まちおこしや農林水産業などへの従事を通じて地方への定住を目的に制度化されたものです。国からの支援としては、協力隊に係る経費について、隊員1人当たり400万円を上限とする財政支援が措置

されることとなっておりますが、当該支援につきましては、特別交付税による支援のため、全額が交付される現状とはなっておりません。

また、県内での協力隊の導入状況につきましては、平成27年度で5自治体、平成28年度で14自治体が協力隊の制度を活用しております。本町につきましては、宮城県や移住・定住に係る関係機関、具体的には宮城移住サポートセンター、また導入している自治体から協力隊の事例報告や導入状況について情報収集をし、移住・定住対策の検討資料として活用しております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今検討資料ということで、活用していると、見ているよと、そういうようなことであります。

ただ、今検討ということではありますが、今課長がるるこうやって説明いただきました。今平成27年度の成果表を見ますと、松島町の農業者、全体で408件、専業が52件、一種兼業が42件、二種兼業が199件、自給的農業、これ合わせると408件、そして漁業なんですけれども、これカキ処理場のことなんですけれども、松島地区カキ処理場では10人です、今やっている。今度1人減って、来年から9名になると。そうすると、磯崎は現在、これ成果表の資料です。37、名籠は3、古浦は9人、全体で59名の方が今カキ処理場を利用しているわけですよ。そのほとんどが60から65歳というようなことで、特に海岸地区はもっとひどいというような状況になっているわけでございます。

全国の1次産業は、もう大方大体そういうことで、みんな非常に困っている状況であります。それで、今答えの中で、これは特別交付税されているので、みんなそれを活用してやっているわけでありまして。それで、こういう事業というのは、本当にいろいろなところでやっているんですよ。いろんな制度があって、これをやっている。これは総務省の場合ということで、200万円、大体どこの資料を見ても、これは塩竈市の資料です。塩竈は5名です。それで月々16万円。そして、住むところは全部提供しますと、そういうことで、塩竈市の場合は廃校になった学校を使っているというようなこと、それから私行ってきたのは、この加美町です。こういうところも今まで14名来ていただいていると、そのうち7名今定住していると。そういう中で、やっぱり物すごいんですよ。職員が一生懸命なんですね。そういう中で導入しているというようなことであります。

そして、こういうふうな松島町の状況の中で、今後本当に1次産業をどうするのかと。跡継ぎいるのかと。やっぱり松島のこの産業を支えるためには、今現実なかなか難しいんだから、

こういう人たちの力をかりて、今農業をやりたい、漁業をやりたい方いっぱいいらっしゃる。よくマスコミで報道されております。そういう中で、ここに資料ありますけれども、今2,625人と言いましたね。そして、全国の相当数の自治体がこれを導入しているわけでありませぬ。

そういう中で、この状況、今までのこれからの、町長も1次産業、農家をや、周りはもう漁業の人たちもいっぱいいるというようなことで、誰よりも町長は農業、1次産業を心配しているかと思えますけれども、改めてこの松島のこういう漁業、農業、それから商業も含めてどのような感じで見られているのか、その辺を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 松島の1次産業についてどう思うのかということでありませぬけれども、1次産業は農業だけじゃなくて、水産業も大変厳しいと。このようなこと申し上げると不謹慎かもしれませんが、ことしの12月議員さん方の選挙ありますけれども、これは手樽をずっと私見ていますと、カキむきというのは選挙のシーズンに入っていますから、カキ処理場に行くと人がいっぱい出てくるんですよ、極端なことを言いますと。それが年々、年々少なくなってきているというのが実態なんです。今だから、議員がお話しされたとおり、古浦も10名切っただろうし、かつては早川にも10何名もいただろうし、名籠にもそれなりに人がいて、それから銭神にもあって、極端なことを言うと高城にもあったわけですね。

だけれども、松島海岸を初め、もうどんどん、どんどん人がいなくなっていると。とりわけカキについては、松島の名物と言っている観点からも、これはもう大変厳しいのかな、何とかせにゃならないなというふうには思っています。米農家と違って、漁業のカキの場合はちょっと難しいところがあるので、我々なかなか言えないところもあるんですけれども、今よく県のほうで桃ノ浦と漁協が出荷日でもめたりなんだりしてましたようだけれども、そういう企業が入ってくると本当にいいのかという問題、だけれども、これからそういうふうな生産体制をしてやらないと、1人では太刀打ちできない状況にもあるのかもしれませんが、それは松島町の漁業をやっている方々と、やっぱりこの辺はよくお話し合いをして、松島町本来の漁業、カキは今後どういうふうにするのかということやっていかなくちゃならないと思います。

この間NHKで、気仙沼の方のダイジェスト見ていましたけれども昔はむき身でカキを出荷していたのが、今は逆にむき身じゃなくて、カキの殻がついたまま、生産方法が変わったみたいですがけれども、そういったことで収益性を上げているというふうに言われていましたけ

れども、そういうことも今後視野に入れながら考えていきたいというふうに思っています。

今各産業に関しての状況を指定統計から見てどうなんだということもあるので、これは担当課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 各産業の状況を客観的に見るにはと申しますと、指定統計、松島が持っているセンサスで震災前、今現在ということで比較をしてみました。農業に関してでございますが、議員のほうにも最初お話ししましたとおり、震災前の農林業センサスと比較しますと、2010年、平成22年の農林業センサスでは、販売農家数が376戸でございました。しかし、5年後2015年、平成27年農林業センサスでは、販売農家数が293戸と減少しております。経済センサスにおいても2011年、平成23年の調査では、689事業所でございましたが、これも同じ5年後の2016年、平成28年の調査では、616事業所と減少している状況でございます。

数字から見て経営する農家数及び事業所数は減少しております。産業状況は、この数字だけ見ると厳しいとは捉えておりますが、反対に松島に訪れてきていただいている観光客数は、震災後220万人まで落ち込みましたが、震災とか支援の効果もございまして、280万人と持ち直している状況でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今課長言うとおりの、本当に松島ばかりでなくて、このような大体1億人切ると、将来日本は。ですから、当然全国どこでも減っていくわけですよ。ですから、それを何とか食い止めなければならないとみんな頑張っているんですね、今。そういう中で、今課長言われるように、こういう統計は出ているんですけども、この協力隊とは何かというようなことなんですけれども、これは地方自治体が募集するわけです。公募するんです。それでもってインターネットとか、そういうもの、広報とかなんかを使いまして公募をすると。それに応募した方が松島町の審査を受けると、そういうことです。

それで、1年から3年以下で活動していただくというようなことで、報償費が200万円、それでプラス活動費というのがあって、200万円、活動費というのは、その中には住まい、それから、使えばトラックの経費、油賃、そういうのも全部含まれているというようなことで、最大400万円の支援があるよと。それ以上になった場合は、また別な交付、別な省庁のやつがあるみたいです。そういう中で今活動している方がいらっちゃって、対象は都市圏に住む人だと。それで地方に行ってこういうものをやりたいというようなことを対象にして、これ企画課長がおっしゃったように、住民票を移さなきゃならないと。

そういうことで、どっぷりこの生活に入ってくださいというようなことがあるわけで、それでこの支援の対象ということになりますと、どんなものと、そして地場産品、販売、地産地消の取り組み、それから地域農業、そういうようなことがあるわけで、これは身分保障はどうなるのかということになりますと、非常勤公務員扱いだというような扱いになると。それで、自治体とあと民間が委託して、そういうこともできるんだよと。

ところが、東松島で去年それやったそうです、委託を。そうしたら、ちょっと失敗したみたいですね。なぜか、やはりこういう人たちは知らない土地に来て、それで、言葉の違い、生活習慣の違い、ストレス受けるそうですよ。ですから、これ加美町の役場の職員に聞いたんですけども、やっぱりケアをちゃんとしないと、民間に委託すればいいものでないというようなことで、東松島今大苦戦しているみたいなので、そういうことを加美町のほうではしっかりやっていると、そういうこと、なかなか立派なものだなというようなことを、やっぱり生活の中に入っていかなければならないというようなことで、定着が加美町の場合はかなりいいというようなことでございます。

そういう中で、塩竈も、今宮城県こうやってやっておりますが、じゃあ宮城県はどこどこやっているのやということになりますと、多い順序からいきます。これ平成27年度です。七ヶ宿町が8名、加美町が7名、塩竈市が5名、栗原市が3名、仙台市、柴田町、登米市、これ各1名、それで、地方自治体を見ると、東北地方で宮城県が一番少ないんですよ。これを導入しているの。何でかなと。

そういう中で、やっぱり一番多いのは北海道です。あれだけ広いところですから。そういう中で、日本で一番多く協力隊を導入しているのが島根県の津和野とか、そういうところなんです。27名ぐらいいます。東北で、この辺で一番多いのは佐渡です。佐渡は20名超えています。そういう中で、この人たちの力をかりてそういう産業おこしとか、そしていろんな分野で活躍してもらっていると。それでもしできたらその人に定住してほしいと、そういうことなんですよ。

だからといって、この人が来てもらったからといって一挙に100名ふえるか、そういう問題じゃなくて、そういうことで、私たちいろんな事業をすると、地元にいるから、こいつだめだ、あれはだめだと規制とかなんかというのが頭の中に入って自由な発想ができなくなってきているんですね。そういうモードが多い人が多いんじゃないかなと思うんです。そういう中で、私はぜひともこういうことを検討していただければなど、このように思いますけれども、私のまだまだ説得力がないものですから、話し方に。そうだなというようなことになら

ないかもしれませんが、いかがでしょうかね、こういう取り組みは。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の質問があつてから、実はこういうふうにはホームページに入って私も勉強させていただきました。地域おこし協力隊の導入制度についての質問でありますけれども、活用については今議員がお話し申し上げましたとおり、過剰に人口が集中している東京などの都市部から地方へ人材を供給するための有効な手段と、産業振興等の施策推進や地域における連携、持続可能なまちづくりと地域課題の解決の手段の1つになり得るものと考えております。本町でも検討すべきとは思いますが、ただ、これで一番困るのは特別交付税の財政支援だということなんです。特別交付税の財政支援があるうちはいいんでしょうけれども、それ外されたらどうするんだということもあるんでしょうけれども、今後は導入自治体、今議員が失敗した例も言われたようでありまして、いろんな導入自治体の事例を参考にしながら、関係機関による移住等で助言をいただきながら、都市部からの移住希望者のニーズと松島町の実情に合わせた地域おこし協力隊の制度の活用のあり方について、今後は検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員、質問中でございますが、ここで休憩に入りたいと思います。再開を3時30分といたします。

午後3時13分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

色川晴夫議員、一般質問を続けてください。

○10番（色川晴夫君） 今町長は、こういうのを検討していきたいと、ちょっと調べながら検討していきたいというようなご答弁でありました。よく検討するという事は、云々かんぬんというふうにあります。本当にこれ町長も見ていると思うんですけども、インターネットをすると、これ出てくるわけです。本当に長野なんか見ると、全部やっているんじゃないかなと思うくらいすごいですね。そういう中で、宮城県が本当に少ないんですよ、こういう事業をやっているのは。何でなのかなと、そういうようなことであります。もう当然島根とか、もう向こうのほうは、鳥取は多くやっているわけですけども、そういう中で、全国で673自治体がぜひともそういう若い人たちの力をかりたいと、それでまちおこしをやりたいというようなことなんです。

そういうことでございますので、私先ほど言いましたんですけれども、これ塩竈です。そういう中で、ノリです、塩竈は。もう執行部のほうではわかっていると思うんですけれども、震災後、あの津波で桂島の浦戸のノリがやられたと。そういうことで後継者もない、これをこのまま、ノリもう1回再生しなきゃだめだというようなことで、こういう人たちに協力をしてもらって、今取り組んでいるということでございまして、塩竈は平成27年度から取り組んだんです。それで、平成27年度から最大4名、今度2人来るんです。そういう中で、浦戸の成果を上げていきたいと。これ浦戸ですから、じゃあ住むところはどこだと。廃校になった学校を利用するというようなことをおっしゃっていました。そういう全部支度金ということではないけれども、200万円プラス200万円の部分でそれを措置するというようなことがありました。

それから、加美町も14名中7名が今住んでいるよと、そういうようなことでありますので、それで、その中で、あそこお茶をつくって、そして、お茶を販売するまでいっていると。今度すりますと。そういう中で、産業おこしもやると。それから林業、そういうこともこれからやっていきますというようなことでございます。

どうか、今松島のカキと言いましたんですけれども、このままいったら松島地区、磯崎は37名いますからですけれども、海岸は1人やめて今度9名、本当にもうあと10年すると松島海岸地区のカキは恐らくなくなるんじゃないかなと。松島ブランド、かき祭り、そういうものは今磯崎に移っているわけですよ、2年ぐらい前から。今までは海岸地区でやっていたんだけれども、松島海岸地区でもうやれなくて、3年ぐらいになりますかね、10年になるの、磯崎に移ってだよ。ああ、そうなんですか。失礼しました。ごめんなさい。

そういう中で、そのぐらい深刻になっているんですよ。それで、ふるさと納税、分科会で聞きました。私は当然カキが一番かなと思ったら、何と米です。ササニシキが1番。2位がカキ、それで、3位が返礼品でしょう、それで、ホテルだというような答弁がありました。やっぱり上位米と、1次産業ですよ、カキと。こういうものを松島の売りにますますしていかなければならない。それで、今松島はトマトもやっている、それからイチゴもやり出したと、そういうことで、松島というのは、やっぱり可能性はもっともっとあると思うんですよ、1次産業でもなんでも。

そういう中で、こういう若い人たちの力、私は思うのは個人的なものです。トマトなんか最高いべなど。松島ぐらいの知名度あったら、これだけ観光客来ている。松島のうまいイチゴを食べて、それがまちおこしの1つの起爆剤になるんでないかなと単純に思いますよ。松

島ぐらいの知名度はほかにはないんですから。これを絶対に利用しなければならない、そういうふうに思います。

カキのことも分科会でちょっとこんなことを言ってあれなんですけれども、カキの収入、これも成果表の数字を見ると、松島海岸地区は、所得カキだけで300万円なんですね。それで、磯崎は170万円ぐらいですかね。ちょっとどうなのかなと思うんですけれども、これ成果表に数字出ているんですから。これ10月から3月ごろまでで。そういう所得が出ているんです。生産量と販売額、これ割り算するとそういうふうになるんですよ。

そういう中で、あと半年何するかと、それもいろんな農業をするというようなことがやっぱりあっていいんでないのかなと。松島の知名度だったら、やっぱりそういう人たちが松島で何か協力したいと、活動したいと。私はほかの町より絶対にいいかなと、こう思いますので、もう1回前向きに本当に普通の検討じゃなくて、町長、本当に前向きに取り組んでいただきたい。そのために、私たち党派として2年続けて行ったんですよ、こういう定住に。そういう中で、恐らく次の議会あたりでもう1回こういう問題出てくるかもしれません。

最後なんですけれども、この観光に私はこういう人たちの力が必要だと思うんです。先ほど言いました。ここで生まれて、ここに育って、ずっとやっていると、どっぷり入ってしまっただめなんですね。そういう人がやっぱり多くなって、今の若い人は一生懸命やっている人いっぱいいますよ。ですから、それも含めて、今早稲田大学の先生がやっているわけでしょう、アドバイザーとかなんかで。そういう大学生の新しい力をかりてやっているわけじゃないですか。だったら、こういう公募をしながら、観光をもっとやりたい、勉強したいと、少しお手伝いしたい。この特別交付税があるうちやればいいんじゃないですか、こういうのを。私は絶対いいと思うんです。毎日いるんですから。常勤ですから。そういう中で、ぜひともこういう人たちの力をかりていただきたい。

そして、この間テレビで見たら、各市町村のテレビコマーシャル、この間1カ月か2カ月前にやりましたでしょう。そして、東北1位になったところ、これ山形県遊佐町です、日本海の。2位が青森県の田子町です、ニンニクで有名なところ。それが1位、2位になったんですよ。その中にこの協力隊入っているんですよ。協力隊がその一員なんです、ビデオつくったの。ですから、新しい感覚なんです。やっぱり他所から来て、ああ、この町はこういう売り物があると、それを素直に出すんですよ。

ですから、私たちだったらあれも、これも、これもとみんな網羅するんですよ。それじゃないんです。そういうことが非常に私は大切だなと、こういう思いなんです。だから、こう

いうまちづくりの協力隊の力が必要だと私は思いますので、ぜひ本当に真剣になって考えていただきたい。それで松島を活性化の1つの材料にしてほしいなど、こういうことを申し上げて、私の質問を終わるんですけれども、再度よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今いろいろ申されたので、どれに答えるかと思ったんですけれども、今のこの地域おこし協力隊、ある一定期間国が援助するからその期間内で、農業であれ、漁業であれ、また別のことでもいいんですけれども、ついてそれも独立して、できれば定住してほしいということだと思うんですね。これは確かに私もそう思います。ですから、考える必要があるんだろうというふうに思います。それから、今観光と言ったんですけれども、この間、実は私もこれは政務活動費かな、天草に行ったんですね。これは天草に行ったときに、二地域就労事業というのがあるんですね。

これは、ここで紹介されているのは、全日空の職員が、これも国と、それからこれは京都大学が連携しているんですけれども、支援をして、全日空がその人の3年分の費用を人件費を全部見るんですよ。ですから、町は住むところだけ用意すればいいということなんですけれども、そこで天草、昔天草・松島、うちのほうであれがあったですけれども、そのところが全日空の客室乗務員の方におもてなしということで伝導して、町内会の方々を何回か集めて3年間でまちおこしをするというやり方。それからもう1人、これ全日空から同じく天草に行っている方は、地場産のPRに努めるということで行っているんですね。これは全日空の方が行くということは、全日空を挙げて今度はその地場産を盛り上げるという、こういう促進事業もあった。これは平成27年に私ちょっと行ってきましたけれども、そういったことで、いろんなことがあるんだなど。

だから、私の先輩たちも、それからこの間私の大先輩でもある友人でもある方が亡くなりましたけれども、あの人も言っていたんです。よそ者と若者は松島に必要だと。よそ者が必要だと。だから、よそ者という言葉は使いようによっては何か悪いような言葉にもとられるんですけども、逆に松島以外の方が松島に来て、やはり地域を活性化するというのも、これは何の職業であれ必要なんだろうというふうに思っています。そういったことで、議員がおっしゃりたいことは重々伝わりましたので、いろんな意味で前向きに考えていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。今町長言われたのはここにもあるんです。企業

人、地域おこし企業人というのがあるんですよ。まさに全日空のやつ。それも対象になるんだよというようなことでございます。どうか本当に我が町松島、日本三景、これだけの知名度あって、本当に年間300万人、一番多いときは五百五、六十万人、そのぐらい観光客見える松島でございます。どうかこういう人たちの力をかりて、でなかったら、別な取り組みもあると思います。ぜひ今言うようによそ者、若者、ばか者というんですね。そういう人の力をかりてやっぱり活性化の一助になっていただきたければありがたい。前向きな取り組みひとつよろしくお願い申し上げて終わります。ありがとうございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもちまして閉じたいと思います。一般質問は17日に延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

お諮りします。あす3月17日の会議につきましては、町内各小学校での卒業式がとり行われますので、開催時刻を午後1時に繰り下げて開きたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会します。再開は17日午後1時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時43分 散会